佐賀市専用水道に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)及び水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、本市における専用水道に係る設置及び維持管理について必要な事項を定め、市民に対し安全で衛生的な飲料水の供給を図ることを目的とする。

(専用水道の布設工事の確認申請等)

- 第2条 法第32条の規定により専用水道の布設工事の確認を受けようとする者は、専用水 道布設工事確認申請書(様式第1号)を佐賀市上下水道事業管理者(以下「管理者」とい う。)に提出するものとする。
- 2 専用水道布設工事確認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 法第33条第1項及び第4項に規定する書類
- (2) 附帯設備の概要図
- (3) その他管理者が必要と認める書類
- 3 管理者は、法第33条第5項の規定により、専用水道の布設工事の設計が法第5条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、専用水道布設工事確認通知書(様式第2号)により、適合しないと認めたとき又は適合するかしないか判断することができないときは専用水道布設工事不適合通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。
- 4 法第3条第8項に該当しない水道施設が、給水人口又は1日最大給水量の変更等によって、専用水道に該当するに至った場合には、当該専用水道の設置者は、専用水道届出書(様式第4号)を管理者に提出するものとする。

(専用水道布設工事確認申請書の記載事項の変更の届出)

第3条 専用水道の設置者(以下「設置者」という。)は、法第33条第3項の規定により、 前条第1項に規定する申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、変更の内容を 確認できる書類を添えて専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届出書(様式第5号) を提出するものとする。

(給水開始前の届出)

- 第4条 設置者は、法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による届出 をするときは、専用水道給水開始届出書(様式第6号)を提出するものとする。
- 2 専用水道給水開始届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 法第13条第1項に規定する水質検査の結果書の写し
- (2) 法第13条第1項に規定する施設検査成績書(様式第6号別紙)

(3) 給水区域、水道施設及び採水地等の記載がある平面図

(水道技術管理者設置の届出等)

- 第5条 設置者は、法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定により水道 技術管理者を置き、又は変更したときは、速やかに専用水道水道技術管理者設置(変更) 届出書(様式第7号)を管理者に提出するものとする。
- 2 専用水道水道技術管理者設置(変更)届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 履歴書
- (2) 勤務証明書
- (3) 水道技術管理者としての任命辞令の写し
- (4) 資格を有することを証明できる書類

(業務委託の届出)

- 第6条 設置者は、法第34条第1項において準用する法第24条の3第1項の規定により、 水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を委託したときは、速やかに専用水道業 務委託届出書(様式第8号)を管理者に提出するものとする。
- 2 専用水道業務委託届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1)業務委託契約書の写し
- (2) 受託水道業務技術管理者としての任命辞令の写し
- (3) 受託水道業務技術管理者としての資格を証する書類
- (4) その他管理者が必要と認める書類
- 3 設置者は、第1項の届出に関し委託に係る契約が効力を失ったときは、速やかに専用水 道業務委託失効届出書(様式第9号)を管理者に提出するものとする。
- 4 設置者は、第1項の規定による届出事項に変更が生じたときは、速やかに専用水道業務 委託変更届出書(様式第10号)を管理者に提出するものとする。

(廃止又は休止の届出)

第7条 設置者は、当該専用水道を廃止し、若しくは休止したとき又は当該施設が専用水道 に該当しなくなったときは、速やかに専用水道廃止(休止)届出書(様式第11号)を管 理者に提出するものとする。

(施設等の維持管理基準)

第8条 設置者は、施設等の維持管理について、別表に掲げる専用水道の維持管理基準に適合するようにしなければならない。

(改善命令等)

第9条 管理者は、法第36条第1項の規定により専用水道の施設の改善を命ずるときは、

専用水道改善命令書(様式第12号)により行うものとする。

2 管理者は、法第36条第2項の規定により水道技術管理者(法第24条の3第6項の規定により水道技術管理者とみなされる受託水道業務技術管理者を含む。)を変更すべきことを勧告するときは、専用水道水道技術管理者変更勧告書(様式第13号)により行うものとする。

(給水停止命令)

第10条 管理者は、法第37条の規定により専用水道の給水の停止を命ずるときは、専用 水道給水停止命令書(様式第14号)により行うものとする。

(給水の緊急停止の報告)

- 第11条 設置者は、法第34条第1項において準用する法第23条第1項の規定により給水の緊急停止を行ったときは、法第34条第1項において準用する第39条第2項の規定により直ちに管理者に報告しなければならない。
- 2 前項の報告は、専用水道緊急停止報告書(様式第15号)により行うものとする。

(委任)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

専用水道の維持管理基準

1. 基本的事項

管理者は、設置者に対し、法、政令、規則、及び以下の定める事項の遵守を図るものとする。

2. 事前相談

地下水等自らの水源を使用する専用水道(以下「自己水源専用水道」という。)を新たに 設置しようとする者は、本市域の地下水等の水質状況を充分認識するとともに、水源を確 保する前に管理者に相談しその指導を受けるものとする。

3. 給水開始前の検査

- (1) 設置者は、法第34条第1項で準用する法第13条第1項に規定する届出において、 同項に規定する水質検査及び施設検査の結果を添付することとする。水質検査の実施場 所は給水栓を原則とするが、やむを得ない場合は浄水施設の出口とすることができる。
- (2) 自己水源専用水道設置者は、本市の実施する検査結果が適合と判断されるまで、給水を開始しないこととする。

4. 水道技術管理者

設置者は、法第34条第1項で準用する法第19条第1項に規定する水道技術管理者に対し協力するとともに、その報告や助言をもとに法第19条第2項各号(第3号及び第7号を除く)の規定を遵守しなければならない。

5. 水質検査

- (1) 設置者は、法第34条第1項で準用する法第20条の規定する定期の水質検査を給水 栓において実施することとする。
- (2) 設置者は、当該施設において、次のような事項が生じた場合は、法第34条第1項で 準用する法第20条に定める臨時の水質検査を給水栓において実施し、結果が判明した 後、速やかに管理者に報告するものとする。ただし、自己水源専用水道にあっては、水 質検査を浄水施設出口でも実施することができる。
 - イ 水源の水質が著しく悪化したとき
 - ロ 水源に異常があったとき
 - ハ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系伝染病が流行しているとき
 - ニ 浄水過程に異常があったとき
 - ホ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
 - へ その他特に必要があると認められるとき
- (3) 自己水源専用水道設置者は、(1) に定めるもののほか、次の水質検査を1年に1回以上実施するものとする。

イ 原水検査

水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表(以下「基準の表」という。)の上欄に掲げる事項の検査(ただし、10、21から31まで、及

び48の事項を除く)及びクリプトスポリジウム等対策指針(平成19年3月30日付厚生労働省健康局水道課長通知)に基づく指標菌検査等

口 浄水検査

浄水施設出口にて行い、基準の表の上欄に掲げる事項のうちイの検査において法 第4条に規定する水質基準(以下「水質基準」という。)に不適合な事項の検査

6. 水質検査計画

設置者は、法施行規則第54条第1項で準用する法施行規則第15条第6項の規定する 水質検査計画を毎事業年度の開始前に策定するものとする。水質検査計画に記載すること が必要な事項は次の各号のとおりとする。

- (1) 水質検査において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの 原水から給水栓に至るまでの水質の状況、汚染の要因や水質管理上優先すべき対象項 目等の水質管理上留意すべき事項のうち、特に水質検査計画を策定する上で関係する事 項について記載すること。
- (2)毎日の水質検査及び水質基準項目についての定期の水質検査に関する事項 法施行規則第15条第1項第1号、第3号の規定に基づき、水質検査を実施する項目、 採水の場所、検査の回数を記載する。さらに、同項第3号ハの規定に基づき検査回数を 減じようとする場合は、その理由を記載すること。
- (3) 定期の検査を省略する項目及びその理由

法施行規則第15条第1項第4号に規定された検査の省略を行う場合について、検査を省略しようとする項目についてそれぞれの理由を記載すること。水質検査を行おうとする水道において、検査を省略することができる項目について、過去の検査結果が各項目の水質基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ原水や水源及びその周辺の状況、水道施設の資機材の使用状況等を踏まえて検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合には、要件を満たした項目については検査を省略することができる。

(4) 臨時の水質検査に関する事項

法施行規則第15条第2項の規定を踏まえ、臨時の水質検査を行うための要件、水質 検査を行う項目等を記載すること。

(5) 水質検査を地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた機関に委託する場合の委託内容

自己検査を実施せずに水質検査を委託する場合には、以下の事項を記載すること。

イ 委託の範囲

具体的な検査項目、頻度、試料の採取及び運搬方法、臨時検査の取扱い

- ロ 委託した検査の実施状況の確認方法
- (6) クリプトスポリジウム等対策に関する事項

原水の指標菌の検査及びクリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある施設における原水のクリプトスポリジウム等の検査についての検査計画を記載すること。

(7) その他水質検査の実施に際して配慮すべき事項 必要に応じて、水質検査結果の評価に関する事項や、水質検査計画の見直しに関する 事項、水質検査の精度及び信頼性の保証に関する事項、関係者との連携に関する事項などを記載すること。

7. 健康診断

設置者は、法第34条第1項で準用する法第21条に規定する健康診断を次の各号のと おり実施し、これに関する記録を作成し、健康診断を行った日から起算して1年間、これ を保存しなければならない。

(1) 受診者の範囲

- イ 取水設備、浄水設備、配水設備の業務に従事する者
- ロ 各施設の維持管理上それらの施設と常に接触している者
- ハ その他必要と認められる者

(2)健康診断(検便)の内容

赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌を対象に検便検査を実施すること。また、必要に 応じてコレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ菌等についても行うこと。急性灰白髄炎(小 児麻痺)、流行性肝炎、泉熱、感染性下痢症及び各種下痢腸炎にも注意が必要である。健 康診断結果には、診断年月日、受診者氏名、性別、年齢、検便成績、及び便検査機関を記 載することとする。

(3) 健康診断の時期及び回数

定期健康診断の時期は適宜に行い、回数は、おおむね6ヶ月毎に1回は行うこと。 臨時健康診断の時期及び回数は、健診対象者に水系感染症が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、随時行うこととする。

8. 施設の維持管理

設置者は、法第5条及び水道施設の技術的基準を定める省令(平成12年厚生省令第15号)に規定する水道施設の基準のほか、以下の各号の規定を遵守するものとする。

(1) 取水施設等の管理

- イ 取水施設、貯水施設及び導水施設等は、常に清潔にし、飲料水が汚染されること のないよう適切に管理するものとする。
- ロ 取水施設、貯水施設及び導水施設等の設備の点検は、7日以内ごとに1回、定期 に行うこと。また、地震、凍結、大雨等水質に影響を与えるおそれのある事態が発 生したときは、速やかに点検を行うこととする。

(2) 浄水施設等の管理

- イ ろ過設備等の浄水設備は、装置の性能を良好に維持するため適切な維持管理を行 うこととする。
- ロ 水の浄化に薬液を使用する場合は、薬液タンク内の薬液濃度の調整を適切に行う こととする。
- ハ 水の浄化に薬液を使用する場合は、薬液タンク内の薬液量、注入ポンプ及び注入 管の点検を毎日行うこととする。
- ニ 水の浄化に薬液を使用する場合は、薬液を薬液タンク内に補充することができる よう常時相当量備えておくこととする。また、薬液は冷暗所に保管し、長期間の保

管を避けるようにする。

(3) 配水施設等の管理

- イ 配水施設等は、亀裂、漏水、腐食等がないよう適切に管理すること。また、配水 施設等に設置されているポンプ等は、適正に作動するように維持管理するとともに、 点検を7日以内ごとに1回、定期に行うものとする。
- ロ 配水施設等の外壁及び周囲は、常に清潔にし、飲料水が汚染されるおそれのない よう適切に管理するものとする。
- ハ 貯水槽及び高置水槽等(以下「貯水槽等」という。)の内部には、沈積物、浮遊物等がないよう適切に管理するものとする。
- ニ 貯水槽等の点検は、7日以内ごとに1回、定期に行うものとする。また、地震、 凍結、大雨等水質に影響を与えるおそれのある事態が発生したときは、速やかに点 検を行うものとする。
- ホ 貯水槽等の清掃を1年以内ごとに1回以上、定期に行うこと。また、その清掃は原則として建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)により知事登録を受けた者に委任するものとする。

(4) 給水設備等の管理

- イ 給水栓には、吐水口空間を確保し、汚水等が逆流しないよう適切に管理するもの とする。
- ロ 給水管の腐食状況、漏水の点検を定期に行うとともに、赤水の発生を防ぐため必要と認めたときは、給水管の取替え等の措置を講ずることとする。

9. 水質基準値超過の未然防止

設置者は、5の項目による水質検査の結果、浄水施設出口において水質基準値を超えることが想定される場合は、管理者と協議の上、原因究明や施設改善等必要な措置を講じることとする。また、当該措置後、原因、施設改善結果並びに改善後の水質検査結果等必要な事項を管理者あてに報告するものとする。

10. 衛生上の必要な措置

設置者は、法第34条第1項で準用する法第22条に規定により次の各号の衛生上必要な措置を講じるものとする。

(1) 水道施設の清掃及び管理

取水場、貯水池、導水渠、浄水場、配水池及びポンプ井は、常に清潔にするとともに その周辺は十分清掃を行い、水が汚染されないように留意すること。また、みだりに人 や動物が施設内に立ち入って水が汚染されるのを防止するため、施設には柵、施錠設備 を設け、標札、立札、掲示等により、一般の注意を喚起するなどの措置を講じなければ ならない。

(2) 水の消毒

給水栓における水は遊離残留塩素を0.1 mg/L(結合残留塩素の場合は0.4 mg/L) 以上保持するよう塩素消毒をしなければならない。また、消毒設備は事故等に備えて予備を必ず設けるほか、消毒が中断しないように常に整備するものとする。

(3) 緊急の措置

以下の場合は、給水栓における水の遊離残留塩素は、 $0.2 \,\mathrm{mg/L}$ (結合残留塩素の場合は $1.5 \,\mathrm{mg/L}$)以上とするものとする。

- イ 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき
- ロ 全区域にわたるような広範囲の断水後給水を再開するとき
- ハ 洪水等で水質が著しく悪化したとき
- ニ 浄水過程に異常があったとき
- ホ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれのあるとき
- へ その他特に必要があると認められるとき

11. 給水の停止措置

設置者は、法第34条第1項で準用する法第23条に規定する供給する水が人の健康を 害するおそれがあることを知ったときは直ちに給水を停止することとする。この場合、人 の健康を害するおそれがあることとは、次の各号の事項をいう。

- (1) 水質異常時(健康系項目に限る)
- (2) 消毒が不可能になったとき
- (3) 工業用水道等に誤接続されていることが判明したとき
- (4) 自己水源又は取水若しくは導水の過程にある水に次のような変化があり、給水栓に基準値超過のおそれがあるとき
 - イ 不明の原因によって色及び濁りに著しい変化が生じた場合
 - ロ 臭気及び味に著しい変化が生じた場合
 - ハ 魚が死んで多数浮上した場合
 - ニ 塩素消毒のみで給水している水道の水源において、ごみや汚泥等の汚物の浮遊を 発見した場合

12. 汚染事故等の対応

設置者は、11の項目の給水の停止を行ったときは、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知する。また、水道施設に汚染事故が発生し飲料水が汚染されたとき、又はそのおそれがあるとき、及び原水に係る水質の異常、水道水等を原因とする事故等発生した場合、又はそのおそれがある場合には、直ちに管理者に報告するとともに、次の各号の措置をとるものとする。

- (1) 当該施設の利用者に事故の発生を周知するとともに、給水停止、使用制限等の措置をとる。
- (2) 速やかに汚染の原因を除き、当該施設の復旧を図る。
- (3) 給水停止等の措置を執った場合は、代替水を確保する。
- (4) 当該施設が復旧した場合は、水質検査を行って飲料水の安全を確認し、給水を開始する。